

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十二 (略) 三十三 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。 三十四 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。 (連結の範囲等に関する記載) 第十条 (略) 2 前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一 三 (略) 四 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項 3・4 (略)	(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十二 (略) (新設) (新設) (連結の範囲等に関する記載) 第十条 (略) 2 前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一 三 (略) (新設) 3・4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 重要な収益及び費用の計上基準

五 (略)

六 重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第十七条において同じ。）の方法

七 (略)

（金融商品に関する注記）

第十五条の二 連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項（第一号を除く。）及び第二項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

（有価証券に関する注記）

第十六条 連結財務諸表規則第十五条の六第一項（第一号、第四号及び第五号を除く。）の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第二号及び第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一 三 (略)

（新設）

四 (略)

五 重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第十七条第一項において同じ。）の方法

六 (略)

（新設）

第十六条 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 満期保有目的の債券で時価のあるもの

イ 中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額

ロ 中間連結決算日における時価

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物を含む。）のうち、次項において同じ。）の種類ごとの中間連結決算日における時価又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

ハ 中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と中間連結決算日における時価との差額

二 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類（株式及び債券等をいう。）ごとの次に掲げる事項

イ 取得原価

ロ 中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額

ハ 中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

2 時価評価されていない有価証券（前項第一号に掲げる有価証券を除く。）がある場合には、主なものについて保有目的ごとにその内容及び中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。）ごとの中間連結決算日における時価又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。

2 前項に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び時価の算定方法を注記することができる。

3 第一項に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡し取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第二項に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（資産除去債務に関する注記）

第十七条の十五 財務諸表等規則第八条の二十八（第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

記載するものとする。

（新設）

(注記の方法)

第十八条 (略)

2 第十七条の十四の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、第十七条の十四の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(各負債の範囲)

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで、第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第七号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものにつ

(注記の方法)

第十八条 (略)

2 前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(各負債の範囲)

第三十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで、第五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当

いては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一〇五 (略)

六 資産除去債務

七 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一〇四 (略)

五 資産除去債務

六・七 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債に

な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一〇五 (略)

(新設)

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一〇四 (略)

(新設)

五・六 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第六号の負債について準用する。

5 (略) ついて準用する。 (のれん及び負ののれんの表示) 第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第六号に掲げる負ののれんについて準用する。 (たな卸資産及び工事損失引当金の表示) 第四十二条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。	5 (略) (のれん及び負ののれんの表示) 第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第五号に掲げる負ののれんについて準用する。 第四十二条 削除
---	---

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案				現 行			
様式第四号 【中間連結貸借対照表】				様式第四号 【中間連結貸借対照表】			
(単位：円)				(単位：円)			
前中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)	当中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)		前中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)	当中間連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)	
資産の部				資産の部			
流動資産				流動資産			
現金及び預金	×××	×××	×××	現金及び預金	×××	×××	×××
受取手形及び売掛金 (純額)	×××	×××	×××	受取手形及び売掛金 (純額)	×××	×××	×××
リース債権及びリース投資資産 (純額)	×××	×××	×××	リース債権及びリース投資資産 (純額)	×××	×××	×××
有価証券	×××	×××	×××	有価証券	×××	×××	×××
たな卸資産	×××	×××	×××	たな卸資産	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	その他	×××	×××	×××
流動資産合計	×××	×××	×××	流動資産合計	×××	×××	×××
固定資産				固定資産			
有形固定資産	×××	×××	×××	有形固定資産	×××	×××	×××
無形固定資産				無形固定資産			
のれん	×××	×××	×××	のれん	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	その他	×××	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××	×××	無形固定資産合計	×××	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××	×××	投資その他の資産	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××	固定資産合計	×××	×××	×××
繰延資産	×××	×××	×××	繰延資産	×××	×××	×××
資産合計	×××	×××	×××	資産合計	×××	×××	×××
負債の部				負債の部			
流動負債				流動負債			
支払手形及び買掛金	×××	×××	×××	支払手形及び買掛金	×××	×××	×××
短期借入金	×××	×××	×××	短期借入金	×××	×××	×××
リース債務	×××	×××	×××	リース債務	×××	×××	×××
未払法人税等	×××	×××	×××	未払法人税等	×××	×××	×××
引当金	×××	×××	×××	引当金	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	×××	資産除去債務	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	その他	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	×××	流動負債合計	×××	×××	×××
固定負債				固定負債			
社債	×××	×××	×××	社債	×××	×××	×××
長期借入金	×××	×××	×××	長期借入金	×××	×××	×××
リース債務	×××	×××	×××	リース債務	×××	×××	×××

引当金	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	×××
負ののれん	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××
純資産の部			
株主資本			
資本金	×××	×××	×××
資本剰余金	×××	×××	×××
利益剰余金	×××	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	×××
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××
新株予約権	×××	×××	×××
少数株主持分	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
(略)			

引当金	×××	×××	×××
負ののれん	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××
純資産の部			
株主資本			
資本金	×××	×××	×××
資本剰余金	×××	×××	×××
利益剰余金	×××	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	×××
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××
新株予約権	×××	×××	×××
少数株主持分	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
(略)			